

八潮高校の校則

服装・頭髪・身だしなみについては、品位を保ち、学校生活にふさわしいものとし、次の点に留意すること。

○端正であること

○清潔であること

○華美でないこと

【服装・頭髪・身だしなみに関する規定】

(1) 制服：通学（学校行事等を含む）には制服を用いる。

①冬服（4月1日～4月30日・11月1日～3月31日）

本校指定詰襟学生服（黒）・本校指定の学生ズボン（黒）・校章は詰襟の左襟元に着装
又は、本校指定のセーラー服（紺）・黒のネクタイ（スカーフ）・プリーツスカート（紺）・校章は
左胸に着装。令和5年度より、女子のスラックスも着用可能。

②夏服（6月15日～9月15日）

白のワイシャツ（半袖・長袖いずれでもよい）・本校指定の学生ズボン（黒）
又は、本校指定のセーラー服（白）・黒のネクタイ（スカーフ）・プリーツスカート（紺）
令和5年度より、女子のスラックス、学校指定のポロシャツ（白・紺）の着用も可能。
※ただし、式典でのポロシャツの着用は不可とする。

③制服移行期間（原則として5月1日～6月14日、9月16日～10月31日）

冬服・夏服のどちらを着用してもよい。（本校指定のポロシャツの着用も可能）

※ただし、式典でのポロシャツの着用は不可とする



注① セーター、コート類着用の場合は、制服の色と同じ黒・紺の無地のものであること。

注② 黒のネクタイ(スカーフ)以外は禁止。

注③ パーカー、ジャージ類の着用は禁止。

注④ カバンや通学時の靴、靴下は華美なものは禁止。

(2) 体育着

学年色の本校指定のジャージ上下。本校指定の白半袖シャツ。

(3) 頭髪

頭髪は整髪し清潔であること。頭髪の生来の色を保持し、染色・脱色は禁止する。

また、パーマ・エクステ・特異な髪形への加工も禁止とする。

ヘアアイロン等で頭髪が変色した場合も指導対象となる。

(4) 装飾品

ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラーコンタクト等装飾品は禁止。

(5) 化粧品

まつ毛加工、アイメイク、チーク、色付きリップ、カラーコンタクト、ネイル他、化粧全般一切、手を加えることは禁止。

(6) 履物

- ・登下校時の靴は革靴及び運動靴を基準とする。サンダルは禁止とする。
- ・上履きは本校指定の学年色の指定のものを着用する。
- ・体育館履きは本校指定の学年色シューズを着用する。
- ・運動場履きは各自用意した運動靴を着用する。

【通学の規定】

- ・公共交通機関を利用すること。
- ・ただし、自転車通学は届け出を提出すれば可能。その際、自転車賠償保険・防犯登録、ステッカー代が必要となる。
- ・ステッカーシールのない自転車による通学は禁止。
- ・オートバイ、スクーター、自家用車等による通学は禁止。指導対象となる。

【所持品・ロッカー】

- ・生徒証、生徒手帳は常に携帯すること。
- ・スマートフォンは、授業開始前までにロッカーに入れて、授業に集中する。
- ・ロッカーには学校生活に必要なものを整理して収納し、各自で必ず鍵を取り付けること。
- ・授業に不要な金品等（高額の現金、ゲームや音楽機器等）は持参しないこと。